

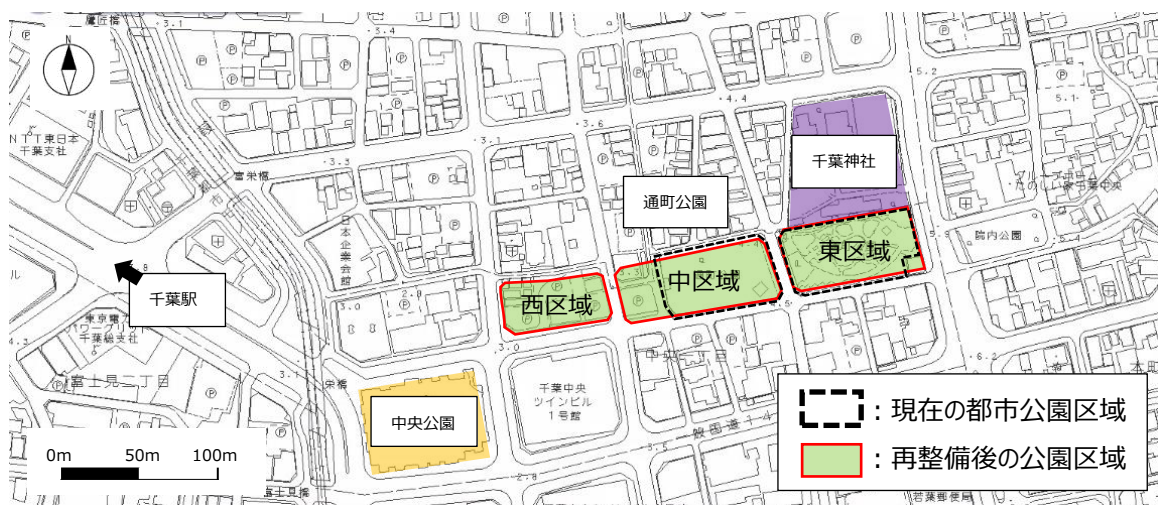
## 通町公園利活用事業者募集要領 (社会実験)

### I はじめに

#### 1. 通町公園の概要

通町公園は、JR 千葉駅の東エリアに位置し、地域資源である千葉神社や賑わい拠点広場である中央公園、特色ある商店街等が隣接する公園です。

現在の都市公園区域は、東区域と令和2年度に暫定整備が完了した中区域で構成される約0.7haです。今後の再整備により、最終的に約0.95haに公園区域が拡大する予定です。



#### 2. 通町公園の再整備の方向性

千葉市では、通町公園の再整備により、千葉神社から通町公園、中央公園までを一体的な空間として結びつけ、歴史的空間や緑の回廊として活用することで、千葉氏や千葉神社などによる「千葉らしさ」を感じるまちづくりを進めています。

現在、通町公園は、この「中央公園・通町公園の連結強化」の実現に向け、「中央公園・通町公園の連結強化に係る公園再整備基本計画」に基づき段階的に整備を進めています。

詳細は下記資料をご確認ください。

- ・中央公園・通町公園の連結強化に係る公園再整備基本計画

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/toshinseibi/koensaiseibikihonkeikaku.html>

- ・千葉駅周辺の活性化グランドデザイン (参考)

[https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/toshinseibi/chibaeki\\_gd.html](https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/toshinseibi/chibaeki_gd.html)

公園再整備の基本的な方向性や公園の将来像等を次頁のとおり設定しています。

【抜粋】中央公園・通町公園連結強化に係る公園再整備基本計画

＜基本的な方向性＞

- ① 中央公園と連続的な空間を形成し、千葉都心の賑わいと憩いを創出する公園とする。
- ② 隣接する千葉神社や千葉氏の歴史性等を通じて、千葉らしさを感じさせる公園とする。
- ③ 市民、千葉都心を訪れた人に親しまれ、都心の顔、シンボルとなる公園とする。

＜公園の将来像＞

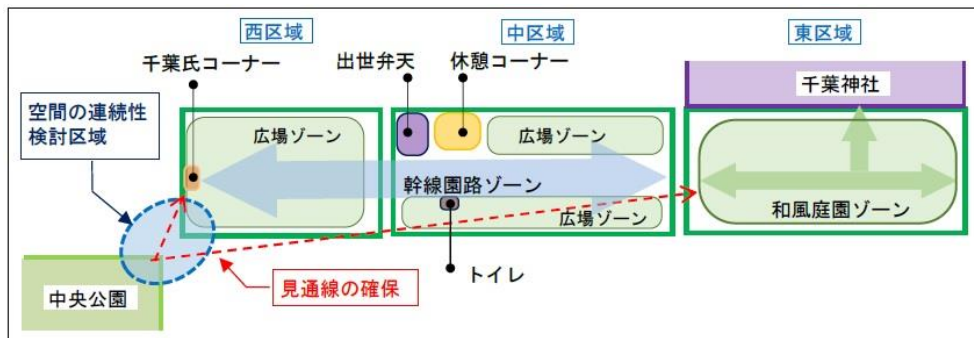
① 中央公園から神社にかけて連続的な空間を形成し、千葉都心の賑わいと憩いを創出する公園

② 隣接する神社や千葉氏の歴史性等を通じて「千葉らしさ」を感じさせる公園

③ 市民、千葉都心を訪れた人に親しまれ、都心の顔、シンボルとなる公園



＜基本ゾーニング＞



＜整備イメージ＞

▼鳥瞰図(南西側から)



▼透視図(西区域側から)



▼透視図(東区域側から)

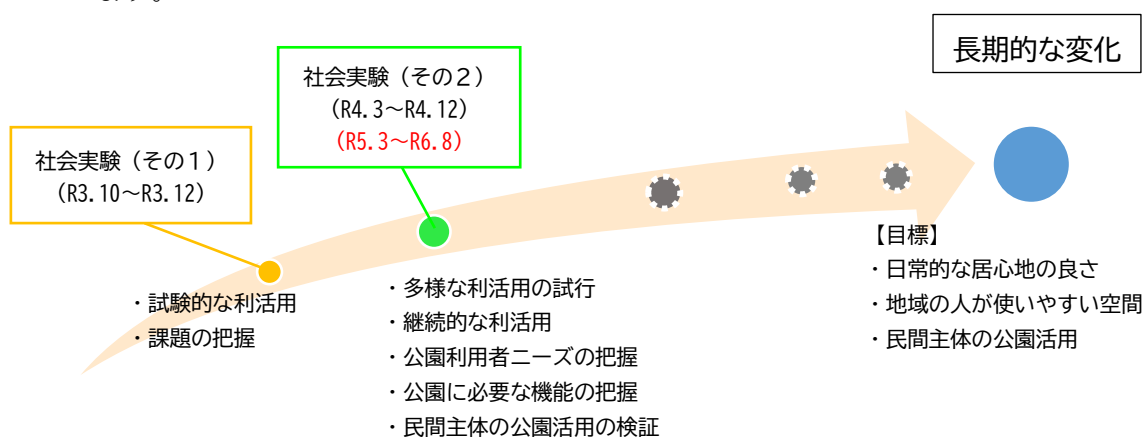


## Ⅱ 社会実験概要

### 1. 目的

本市では、今後の通町公園の再整備において、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮させることで、来街者を駅から市街地へ引き込み、千葉都心の賑わい創出や回遊性向上などによるより魅力的な街づくりを推進していきたいと考えています。

本事業は、昨年実施した社会実験を継続するもので、通町公園における日常的に居心地の良い空間創出に取り組んでいただける社会実験参加者を募集し、多様な参加事業者による公園活用のイメージや公園利用者のニーズを把握することで、今後の公園再整備に向けた通町公園に必要な機能の把握や民間事業者による公園活用の可能性を検証することを目的としています。



### 2. 対象公園

- (1) 名称 : 通町公園
- (2) 所在地 : 千葉市中央区中央1丁目地内
- (3) 面積 : 約 0.7ha

### 3. 期間

- (1) 令和5年3月1日(水)～令和6年8月31日(土) ※  
(ただし、令和5年12月29日(金)～令和6年1月15日(月)の期間は除く)  
(※ 実施状況に応じて延長することがあります。)
- (2) 期間には出店準備、原状回復の期間を含む。
- (3) 法令、条件等に対する違反があった場合に、出店を取り消す場合があります。
- (4) 地域団体(千葉市中心市街地まちづくり協議会(まち協)、千葉市を美しくする会、自治会など)やまち協支援イベントの実施が予定されている日は、同イベントを優先する。

### 4. 実施内容

物販事業(マルシェ等)や飲食サービス事業(ワゴン販売・キッチンカー等)、その他多

様なイベント事業（ヨガ教室、屋外映画上映等）【公募選定】

### Ⅲ 参加の方法

#### 1. 参加の要件

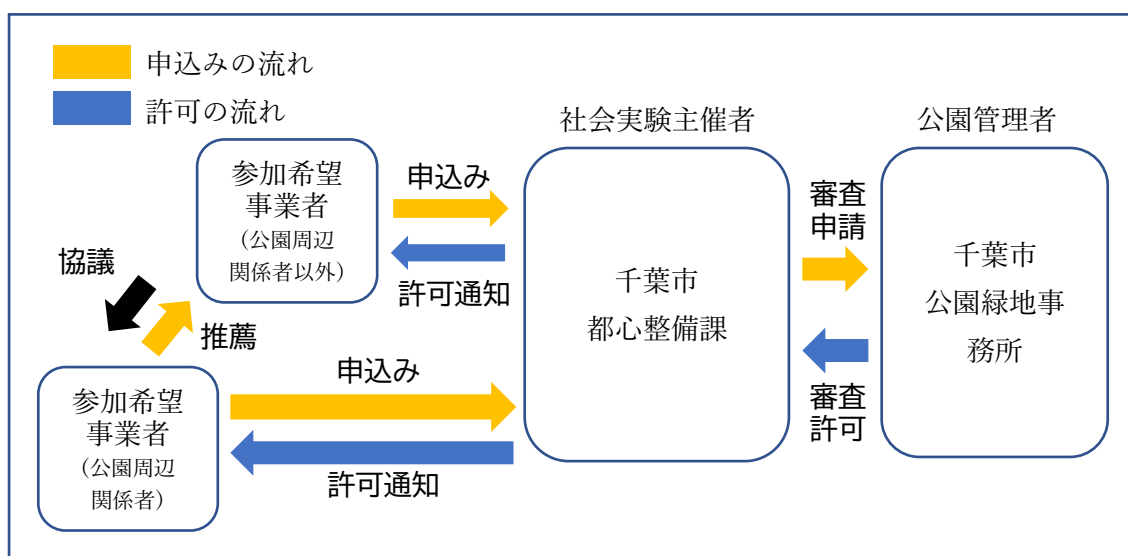
以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 千葉市内に本拠を有する事業者であること。
- (2) 公園周辺関係者（千葉神社、千葉市中心市街地まちづくり協議会、地元自治会、公園隣接店舗・事業者）または公園周辺関係者からの推薦を得た者であること。
- (3) 千葉神社との空間的な調和を意識し、歴史性や和風的な要素を含んだ取り組みであること。

例：お茶カフェキッチンカーの出店、和菓子のワゴン販売、縁台や和傘などを用いた和風な設えの工夫、マルシェ（〇〇市）、縁日、茶道教室等

- (4) 来園者の日常的な居心地の良さの創出に寄与する取り組みがなされていること。

例：公園の既設ベンチの清掃、出店に合わせた仮設ベンチ等の休憩施設の設置や芝生でくつろげるゴザの貸し出し、神社に合う四季折々の草花のプランターや花壇の設置管理等



#### 2. 参加の除外

上記の要件に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は社会実験参加者から除外します。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者。

### 3. 参加資格の喪失

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公園の利用に影響を与える行為があった場合
- (3) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする場合

### 4. 参加の申込み

- (1) 参加必要書類
  - ①参加申込書（様式1号）
  - ②誓約書（様式2号）
  - ③事業内容書（様式3号）
  - ④食品営業許可証（写し）【食品販売を行う場合】
  - ⑤通町公園利活用社会実験参加事業者推薦書（様式4号）  
【公園周辺関係者以外が参加を希望する場合】
- (2) 留意事項
  - ①必要書類及び添付書類の提出は公園を使用する日の7日前までとします。  
※提出前に電話等で実施事項等についてご相談いただいた上で申請してください。
  - ②土・日・祝日は受付しません。
  - ③申請書類は、千葉市役所都市局都市部都心整備課へ、午前9時から午後5時の間に直接持参してください。受付期間を過ぎた申請は無効となります。

### 5. その他

- (1) 参加に関して必要な費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 参加に当たっては、参加者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施についても、関係法令等に違反しないようにしてください。

## 6. 参加事業に関する事項

### (1) 参加事業について

1つの個店出店から、通町公園の周辺（商店街や中央公園、千葉神社等）と連携した企画やイベントなど、様々な形で通町公園の活用に繋がるようなものを募集します。

社会実験のため、通常公園を使用する際に必要となる許可申請手続き及び都市公園使用料等は不要ですが、都市公園占用許可は3か月毎に申請手続き（都心整備課が行う）が必要なため、場合によっては占用料等が必要になる可能性があります。

### (2) 制限

- ①参加者が指定箇所において、自ら事業を行う場合に限りです。他社に権利等を譲渡しないでください。
- ②周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑える努力をしてください。
- ③食品営業許可等の営業に伴う関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、全て参加者の責任において行ってください。
- ④価格及びメニュー等については、公園に相応しい利用者ニーズに合った内容で、かつ利用しやすい価格設定に努めてください。
- ⑤市が公園での行為として適切でないと判断した場合は、変更、中止等を求めることがあります。また、市の求めに応じない場合は出店を取り消す場合があります。
- ⑥参加日時は事前に市と協議してください。  
参加希望日や参加希望場所が他の参加希望事業者と重複した場合には、市及び参加希望事業者間で調整します。
- ⑦芝生広場について、芝生の生育状況等により使用できない時期や場所が生じる可能性があります。

### (3) 参加事業に関する条件

#### ①参加日及び参加時間

参加日：令和5年3月1日（水）～令和6年8月31日（土） ※

（ただし、令和5年12月29日（金）～令和6年1月15日（月）の期間は除く）

（※ 実施状況に応じて延長することがあります。）

参加時間：原則として午前9時から午後5時の範囲

（ただしイベントの内容によっては個別に判断する場合があります。）

#### ②経費の負担

ア 清掃、機械警備、設備、修繕、光熱水費等の運営に係る一切の経費は参加者が負担してください。

イ 電気は、中区域の使用に限り電源設備から使用することが可能です。中区域以外の使用及び電源設備で不足する場合には、自家用発電機等を使用してください。

#### ③事業評価

今後の民間事業者による公園活用の可能性を把握するため、参加事業者には、活用期

間終了後、事業継続性や課題を市へフィードバックしていただきます。(報告書(様式6号)の作成を含む。)

なお、事業途中であっても、市が売上や来客数等の情報提供を求めることがあります。

#### (4) 維持管理

- ア 使用するエリアおよびその周囲において、積極的に清掃を行ってください。
- イ 張り紙や看板、のぼりの設置については市が認めた場所以外は禁止します。
- ウ 車両の乗入れについて、芝生部分は認めません。
- エ 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した事故については、参加者の責任において対処し、費用については、参加者の負担とします。
- オ 運営に対する問い合わせ及び苦情については、参加者にて対応してください。
- カ 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。
- キ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを参加者に請求することができるものとします。この場合において、参加者は何ら異議を申し立てることはできません。
- ク 原状回復に際して参加者が投じた有益費や必要費が現存する場合であっても、一切市にその償還等の請求をすることはできません。
- ケ 節電等、市が行う各種取組みに協力してください。

#### (5) 駐車スペースの利用について

参加事業のイベント開催等に伴う搬出入作業のため、無料の主催者・出展者専用駐車スペースがあります。収容台数は普通車 20 台分相当です。

使用を希望する場合は、参加申込時に参加申込書(様式1号)の事業概要欄に使用台数を申告してください。

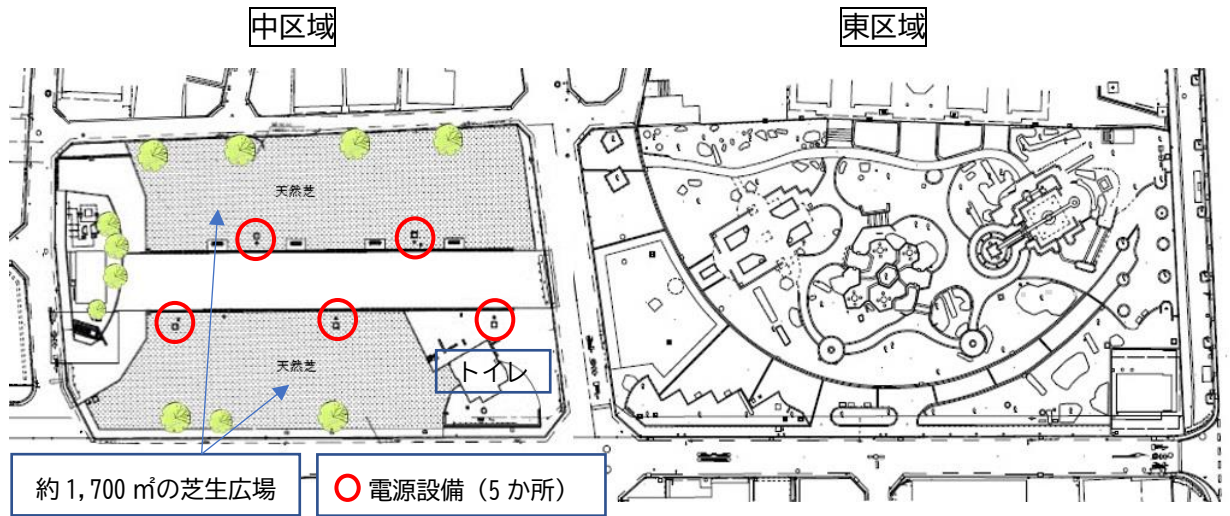
なお、他の事業等で使用日が重なる場合には、ご利用いただけないことがあります。

<使用許可条件>

- ア 使用期間中の駐車スペースの管理は、使用者側で責任を持って行ってください。
- イ 駐車スペース内や駐車スペースの出入りで事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決すること。
- ウ 近隣住民等の苦情については、使用者で対応すること。
- エ 使用終了時には原状復旧すること。



#### IV 通町公園の諸施設



#### V お問い合わせ先

実施要領の内容について不明な点や、企画の事前相談等は下記連絡先までお気軽にお問合せください。

担当課	千葉市 都市局 都市部 都心整備課 企画班
所在地	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所低層棟4階 (Dカウンター)
電話	043-245-5327
ファックス	043-245-5627
Eメール	toshinseibi.URU@city.chiba.lg.jp



様式第1号

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者  
住所(所在地)  
店名・屋号等  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 参加申込書

通町公園利活用事業者募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

#### 記

事業名称	
事業責任者	住所 : 氏名 : 連絡先 :
事業概要 (活用する場所、 日時及び内容)	場所 : 日時 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ※詳細が決まり次第市と協議し、承認された日に限り使用します。 内容 :  駐車スペース利用希望の場合の台数 : 台

## 様式第 2 号

### 誓約書

私は、通町公園利活用事業者募集要領に基づき、以下の内容について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について異議、苦情の申し立てを行いません。

### 記

- ・社会実験への参加の申込に当たり、千葉市からの指示に従います。なお、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、実験中及び終了後に市が実施する調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。
- ・都市公園法(昭和31年法律第79号)、千葉市都市公園条例(昭和34年条例第20号)等の関係法令を遵守し、自ら設置する物については、責任をもって管理監督を行います。
- ・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成22年千葉市条例第100号)を遵守し、利用者に喫煙やポイ捨てをさせません。
- ・公園区域の活用については、自らの事業範囲内において自ら行うものとし、第三者に使用させません。
- ・視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、公園利用者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮します。
- ・活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、使用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、使用時間終了時は必ず清掃を行います。また、公園施設や樹木等を損傷しません。なお公園施設等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償します。
- ・騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、公園区域の使用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。
- ・使用期間並びに時間の終了時は、速やかに使用した場所を原状回復します。原状回復を怠った場合は、千葉市において設置物を移動して差し支えありません。
- ・駐車スペースを利用する場合、管理は使用者側で責任を持って行います。
- ・駐車スペース内や駐車スペースの出入りで事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。
- ・駐車スペース利用に伴う近隣住民等の苦情については、使用者で対応します。
- ・申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が次の各号のいずれにも該当せず、また次の各号のいずれかに該当する者が経営に事実上参画していま

せん。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ・ 申込書及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。
  - ・ 通町公園利活用事業者募集要領に記載のある出店資格の喪失に該当する場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

令和 年 月 日

（あて先）千葉市長

住所（所在地）

店名・屋号等

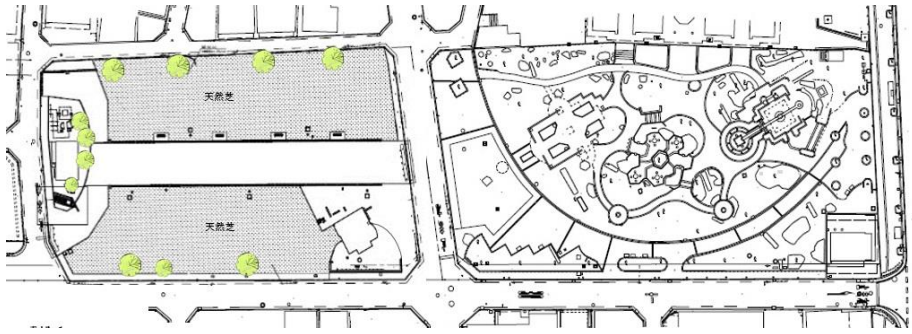
代表者氏名

（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

事業内容書

<p>事業名称</p>		
<p>事業計画</p>	<p>使用する場所</p>	
	<p>実施内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 千葉神社との空間的調和に関する取り組み</p> <p><input type="checkbox"/> 来園者の日常的な居心地の良い空間創出の取り組み</p>
	<p>取扱品目・ 価格等</p>	

様式第4号

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

推薦者 住所(所在地)  
店名・団体名等  
代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

通 町 公 園 利 活 用 社 会 実 験  
参 加 事 業 者 推 薦 書

通町公園利活用事業者募集要領に基づき、下記の者を通町公園利活用社会実験参加事業者として推薦します。

記

事業名称	
事業者名	
代表者氏名	

様式第5号

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者

住所(所在地)

店名・屋号等

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 変更内容承認願 い

通町公園利活用事業者募集要領に基づき、変更内容を次のとおり承認願います。

#### 記

変更内容	
------	--

様式第 6 号

## 報告書

(宛先) 千葉市長

申込者

住所 (所在地)

店名・屋号等

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、通町公園利活用事業者募集要領に基づき、報告します。

### 記

1 活用期間

2 事業実績 (実施内容、来店・入場者数)

3 事業採算性

※別紙として収支報告書 (任意様式) を添付してください。

4 今後の通町公園への事業参加の意向

5 課題

6 要望・その他意見